

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第7号

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則（平成7年静岡県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(開放施設及び開放時間) 第2条 センターの開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、開放時間は、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、開放時間を変更することができる。		(開放施設及び開放時間) 第2条 センターの開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、開放時間は、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、開放時間を変更することができる。	
開放施設	開放時間	開放施設	開放時間
(略)	(略)	(略)	(略)
情報学習室		情報学習室	
<u>プラネタリウム室</u>			
体育館		体育館	
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中

施設番号	1 講堂	2 大研修室	3 研修室 1	4 研修室 2
	5 情報学習室	6 <u>プラネタリウム室</u>	7 体育館	
	8 テニスコート 南	9 <u>テニスコート 北</u>		

を

施設番号	1 講堂	2 大研修室	3 研修室 1	4 研修室 2
	5 情報学習室	6 体育館		
	7 テニスコート 南	8 テニスコート 北		

に

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。